

○沼津市屋外広告物条例第7条の規定による伊豆縦貫自動車道景観形成型広告整備地区の指定
平成30年3月31日告示第71号

沼津市屋外広告物条例第7条の規定による伊豆縦貫自動車道景観形成型広告整備地区の指定
沼津市屋外広告物条例（平成25年沼津市条例第32号。以下「条例」という。）第7条の規定により
次のとおり指定したので、同条例第29条の規定により告示する。

1 整備地区の名称

伊豆縦貫自動車道景観形成型広告整備地区

2 整備地区の基本方針

東名高速道路の沼津インターチェンジから続く伊豆半島へのメインアクセス道路である伊豆縦貫
自動車道において、伊豆半島のイメージアップにつながる良好な景観を形成するため、地域の特性
を踏まえた屋外広告物の規制を図る。

3 整備地区の区域

伊豆縦貫自動車道の道路から50メートルの等距離線の範囲内の地域

4 整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準（整備基準）

沼津市屋外広告物条例第11条の規則で定める基準（伊豆縦貫自動車道景観形成型広告整備地区）

(1) 個別基準

ア 沼津市屋外広告物条例第6条第5項の基準

(ア) 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもの（道路法施行令第7条
第1号の標識を除く。以下「案内図板等」という。）

あ 共通基準

(あ) 事業所、営業所、作業場等（以下「事業所等」という。）が主要な道路に接して
いない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表
示し、又は設置するものであること。

(い) 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の
敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、やむを得ない事
情があるときは、この限りでない。

(う) 案内図板等に表示される広告（以下「案内広告」という。）は、サービス内容、
商品名等の表示のないものであること。ただし、病院又は診療所については、診療科目
を表示できるものとする。

(え) 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直
接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。

(お) 事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表
示したものであること。

(か) 案内広告は、写真、絵（商標登録されている商標を除く。）の表示のないもので
あること。

(き) 案内広告の地（文字、地図、矢印、写真及び絵以外の部分をいう。以下同じ。）
の色彩が、色相（日本工業規格のマンセル表色系の色相をいう。以下同じ。）10YR、
かつ明度（日本工業規格のマンセル表色系の明度をいう。以下同じ。）3以上6以下、
彩度（日本工業規格のマンセル表色系の彩度をいう。）1以上6以下のものであること。

(く) 案内広告の文字、地図及び矢印の色彩が、色相10YR、かつ明度8以上のもので
あること。

(け) 案内広告に使用できる色数は、地の色彩は1色以内（案内広告に表示された地図、
矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示（案内
又は誘導に係る事業所等の名称を除く。以下「案内表示」という。）を記載する部分を
まとめて確保し、地の色彩により残りの部分と明確に区分する場合は、2色以内。）で
あること。また、文字、地図及び矢印の色彩は3色以内であること。

(こ) 建築物の屋上に設置するものでないものであること。

(さ) 建築物の壁面を利用するものでないものであること。

(し) 塀を利用するものでないものであること。

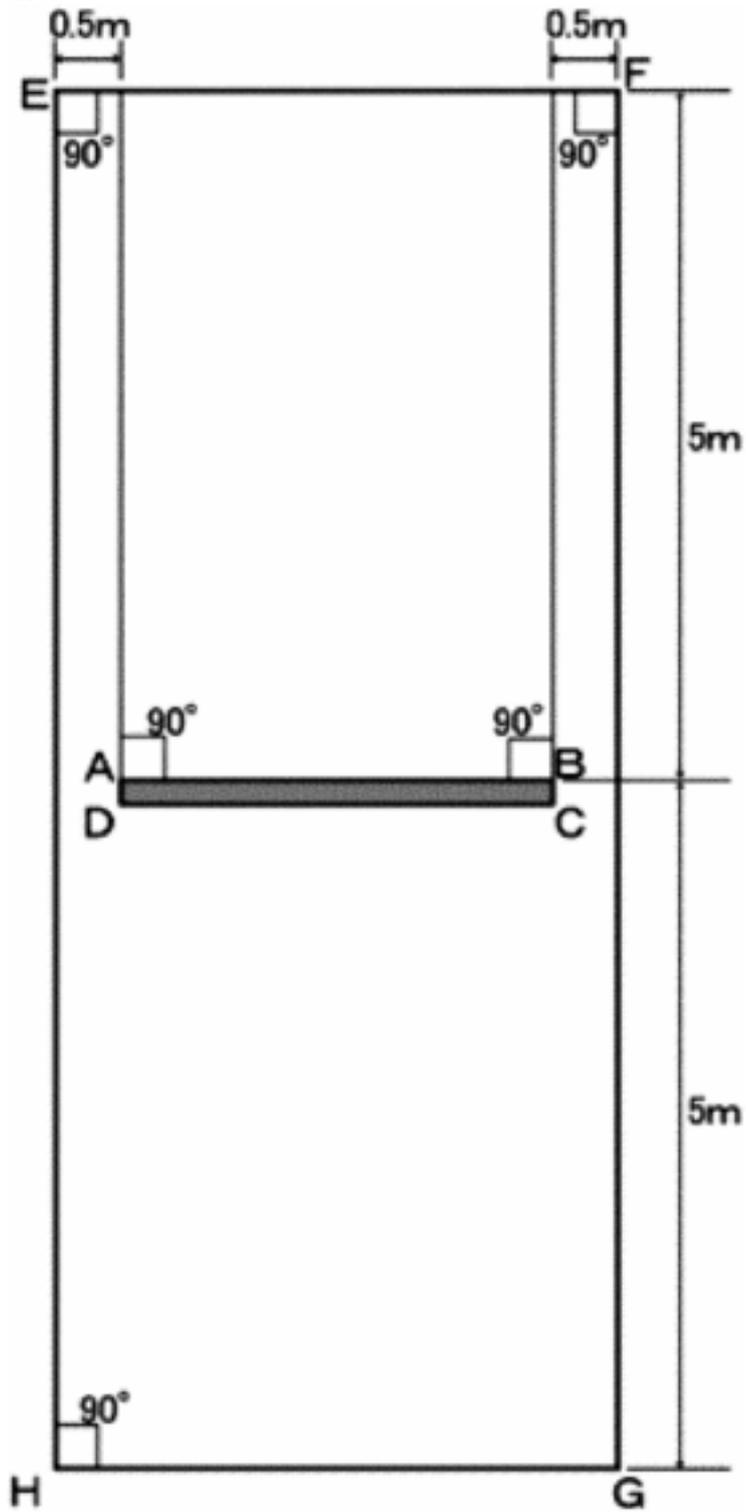
い 個別基準

広告物等の種類		伊豆縦貫自動車道景観形成型広告整備地区において表示し、又は設置する場合	
広告塔、広告板その他これらに類するもの	野立てのもの	<p>ア 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。</p> <p>イ 板面の縦の長さが、1.5メートル以下であるものであること。</p> <p>ウ 板面の横の長さが、縦の長さよりも長いものであること。</p> <p>エ 高さが、地上5メートル以下であるものであること。</p> <p>オ 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。</p> <p>カ 板面の角度が、道路の中心線に対し、概ね垂直であるものであること。</p> <p>キ 案内表示の部分の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。）の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内表示の部分には、それ以外の文字、写真又は絵を表示しないものであること。</p> <p>ク オの規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合には、案内広告の表示面積が10平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。）が2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（5以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内のものに限る。）を表示することができる。</p> <p>ケ 脚の色彩は、ダークブラウン（10YR2/1）とすること。</p> <p>コ 設置場所は、各インターチェンジ近くとすることが望ましい。</p>	
	建築物を利用するもの	屋上に設置するもの	屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置してはならない。
		壁面から突き出すもの	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
		壁面を利用するもの	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
	工作	塀を利用するもの	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
		アーケードに添加するもの	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

物等を利用するもの	の	(1) 突き出すもの ア 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 ウ 個数は、1本につき1個であること。 (2) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。
	消火栓標識柱を利用するもの	(1) つり下げるもの ア 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 ウ 個数は、1本につき1個であること。
	塀を利用するもの	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
	アーケードに添加するもの	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
	電柱、街頭柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの	(1) 突き出すもの ア 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 ウ 個数は、1本につき1個であること。 (2) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。
はり紙、はり札、立看板その他これらに	壁面及び塀を利用するもの	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない

類するもの		
その他の広告物等 広告物	アドバルーン	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
	広告幕及び広告網	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
	のぼり	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

別図



備考 A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。